

福沢諭吉と J・S・ミル『代議制統治論』

小川 原 正 道

- 一、はじめに
- 二、既存研究における指摘
- 三、『代議制統治論』と福沢諭吉
- 四、むすび

一、はじめに

本稿は、福沢諭吉が J・S・ミル (John Stuart Mill) の『代議制統治論』(*Considerations on Representative Government*) からいかなる影響を受けたのかについて、検討を試みるものである。

福沢は『文明論之概略』第三章(二八七五年脱稿・刊行)において、次のように同書に基づいた記述をしている。

世論に合衆政治を公平なりとする所以は、其国民一般の心を以て政を為し、人口百万人の国には百万の心を一に合して

事を議定するゆゑ公平なりと云ふことならん。然るに事実にて大に差支あり。爰に其一箇条を示さん。合衆政治にて代議士を撰ぶに、入札を用ひて多数の方に落札するの法あり。多数とあれば一枚多きも多数なるゆゑ、万一国中の人氣二組に分る、ことありて、百万の人口の内より一組を五十一万人とし一組を四十九万人として札を投ずれば、撰挙に当る人物は必ず一方に偏して、四十九万人の人は最初より國議に与るを得ざる訳けなり。又この撰挙に当たる代議士の数を百人として、議院に出席し大切な國事を議定するときに、例の如く入札を用ひて五十一人と四十九人との差あれば、是亦五十一人の多数に決せざる可らず。故に此決議は全国人民中の多数に従ふに非ず、多数中の多数を以て決し、其差極て少なきものなれば、大數國民四分一の心を以て他の四分の三を制するの割合なり。之を公平と云ふ可らず（「ミル」氏代議政治論の内）⁽¹⁾。

このため、福沢が同書を読んでいたのは間違いないが、福沢が明治前半期において、文字通り代議政治を主唱した人物であると考慮するとき、彼が『代議制統治論』からいかなる影響を受けたのかは、綿密に考証されなければならぬ。しかし、福沢とミルとの関係についてはこれまで、福沢手沢本が残っているミルの『功利主義』および『女性の隷従』に関する研究のほか、福沢の宗教観へのミルの影響などを中心に研究されてきたが、『代議制統治論』については、正面から扱われたことはほとんどないと思われる⁽²⁾。

須田辰次郎の直話によると、「先生が……ミルの代議政体は、字が細くて困ると云ふので、私の持つて居た大きい字の本をお貸し申した処が、悉く読んで全編書き入れをしたのが、今でも福沢家に遺つて居りませう」とい⁽³⁾う。『代議制統治論』は初版（一八六一年）、第二版（一八六一年）、第三版（一八六五年）、民衆版（People's edition）（一八六五年）とあるが、この民衆版のみが二段組みで字が小さいため、おそらく福沢の手元にあったものは民衆版で、その字が小さくて困ったため、須田の持つていた初版か第二版、あるいは第三版のいずれかを借りて読み、全編にわたって書き入れをしたのであろう。これにより、福沢が『代議制統治論』を熟読して全編に

書き入れをしたことが確認できるものの、残念ながら、現在はこの書き込みをした手沢本、また福沢の手元にあったと思われる民衆版、いずれも散逸して現存しておらず、福沢がそこにどのような書き込みをし、どこに不審紙を貼ってどんなミルの記述に影響を受けたかなどは、わからない。これまで研究が少ない主たる所以である。このため、我々は右のように福沢がミルを根拠に記述している部分を除き、福沢の著作と『代議制統治論』の記述とを比較し、その類似点を確認するところから、影響を推し量るほかない。

だが、福沢がいつ頃『代議制統治論』に関心を持っていたかについては、まったくヒントがないわけではない。現在、ミルの著作のうち福沢の手沢本が現存しているのは、以下の通りである。⁽¹⁾ハV内は最初に刊行された年。

- John Stuart Mill, *Autobiography*, 3rd ed. (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1874) <1873>
- John Stuart Mill, *Dissertations and Discussions: Political, Philosophical, and Historical*, 2nd ed. I (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1875) <1859>
- John Stuart Mill, *Dissertations and Discussions: Political, Philosophical, and Historical*, 2nd ed. II (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1867) <1859>
- John Stuart Mill, *Dissertations and Discussions: Political, Philosophical, and Historical*, 2nd ed. III (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1875) <1859>
- John Stuart Mill, *Essays on some unsettled Questions of Political Economy*, 2nd ed. (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1874) <1844>
- John Stuart Mill, *The Subjection of Women* (New York: D. Appleton and Company, 1870) <1869>
- John Stuart Mill, *A System of Logic: Ratiocinative and Inductive*, 8th ed. Vol. I (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1872) <1843>

John Stuart Mill, *A System of Logic: Ratiocinative and Inductive*, 8th ed. Vol. II (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1872) <1843>

John Stuart Mill, *Utilitarianism*, 5th ed. (London: Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1874) <1853>

一八四三年刊行の『論理学大系』(A System of Logic) から、一八七三年刊行の『ミル自伝』(Autobiography) にいたるまで、最初に刊行された時期は実に三十年間におよんでいるが、福沢手沢本は、一八七〇年から一八七五年までに刊行された版に集中してゐる。Dissertations and Discussions の第二巻のみが一八六七年刊行だが、これは福沢が全三冊をまとめて購入した際、受け付けた書店側が第二巻のみ一八七五年版が欠けていたため、一八六七年版によつて補つたとみるべきであろう。

すなわち、福沢がミルに大いに関心を寄せていたのは、一八七〇年から一八七五年よりやや遅れた、おそらく一八七一年頃から一八七七年頃であり、その関心のゆえに、この時期に集中してミルの本を注文し、結果として、当時最新版であつた一八七〇年から一八七五年の版が手に入ったものと考えられる。先述した通り、『文明論之概略』に福沢がミルを引用したのは一八七五年のことであり、こうした「関心」の時期に符合する。一八七六年に刊行された『学問のすゝめ』第十五編でも福沢は、「今の人事に於て男子は外を務め婦人は内を治るとして其關係殆ど天然なるが如くなれども、「スチュアルト・ミル」は婦人論を著して、万古一定動かす可らざるの此習慣を破らんことを試みたり」とミルの『女性の隷従』に言及しており、この翌年に、ミルの『宗教三論』の第一論文「自然」が小幡篤次郎によつて翻訳出版された際にも、福沢は同年、そこに緒言を寄せている。⁽⁸⁾⁽⁹⁾ この間、一八七四年刊行の『功利論』を、一八七六年四月四日から読み始め、十四日に読了、二十日に再読した⁽¹⁰⁾。やはりこの時期のミルへの関心がうかがえよう。

こう考えると、『代議制統治論』についても、右の条件、すなわち、福沢がミルに関心を寄せていた一八七一年頃から一八七七年頃に須田からこれを借りて、メモを書き入れたものと考えられる⁽¹¹⁾。須田はその「義塾懐旧談」で、「明治七八年の頃」に、「ミル氏経済論、同氏代議政体」(傍点原文)などが舶来し、「一時は非常の読書熱流行」したと述べている⁽¹²⁾。一八七四、五年頃に慶應義塾にミルの『代議制統治論』が舶来し、非常な読書熱が流行したのだとすると、須田がこれを購入し、福沢がこれを借りて読んだのも、おそらくこの時期であろう。一八七四、五年頃ということだが、『文明論之概略』に引用したのが一八七五年で、このときまでに読んでいたのは明らかであるから、福沢が読んだのは一八七四年の前年・一八七三年から一八七五年までと推定したい⁽¹³⁾。当然ながら、『代議制統治論』にもっとも強く影響を受けたのも、この頃、すなわち一八七三年頃から一八七五年頃に福沢が記した著作であると考えられる。ただ、ミルへの関心が一八七七年まで継続していることは先述の通り明らかなので、一八七三年頃から一八七七年までに福沢が記した著作を、本稿の検討対象としたいと思う。なお、松沢弘陽氏は、『代議制統治論』を含めて、その前後に福沢が読んだ書物について、「ビクトリア期の英・米の学芸の世界に問題を投げかけた第一級の書物であり、一八七〇年代にはその知的な影響はいささかも衰えていなかった」と指摘している⁽¹⁴⁾。福沢が『代議制統治論』を手にとった所以であろう。

先に述べた通り、『代議制統治論』は初版、二版、三版と、民衆版とが存在しているが、二版以降は、若干の修正を施されたにすぎない。そこで、以下、初版本をもとに翻訳され、そこに版による修正を注記した岩波文庫版『代議制統治論』(水田洋訳⁽¹⁵⁾)を用い、一八七三年頃から一八七七年頃までに記された福沢の著作との比較を試みることで、『代議制統治論』の福沢への影響を測定する一考察を提示してみたい。

二、既存研究における指摘

これまでの福沢研究では、『代議制統治論』の福沢への影響について、断片的に言及されるにとどまっている。しかし、松沢弘陽氏や安西敏三氏、松田宏一郎氏などによって指摘されてきた諸点は、いずれも重要であり、ここで確認しておきたい。

まずは、福沢の「国体」認識への影響である。羽根幹三氏は一九六九年の時点で、「彼（福沢引用者）は『文明論之概略』を執筆するにあたり、ミルの『代議制統治論』も精読した。彼の「nationality」についての主張は、ミルの『代議制統治論』におけるその問題についての議論から導かれたものである。彼は、ミルが、アメリカにおける露骨な金銭追及を批判していることを引用しながら、この問題についてのミルの意見を引用し、アメリカのような民主的社會における多数による専制の危険性について論じた」と指摘している。⁽¹⁶⁾この前半部分の、ミルの『代議制統治論』における「nationality」についての議論とは、同書第十六章における、次の記述を指していると思われる。

人類のある部分が、共通の諸共感によつて相互に結合されていて、その共感が、他のどんな部分とのあいだにも存在しないならば、彼らは一つの民族 (Nationality) を形成する、といつてよからう。その共通の諸共感によつてかれらは、他の人びととよりもかれら同士で共働することを好み、同一の統治下にあることを望み、その統治がかれら自身だけのあるいはかれら自身の一部だけによる統治であることを望むのである。この民族感情 (feeling of nationality) を生み出してきた原因は、さまざまものでありうる。……すべてのうちでもっとも強力なのは、政治的沿革の同一性であつて、それは民族の歴史 (national history) をもち、その結果としての共通の回想をもつこと、すなわち過去の同じできこ

とにかんして、共同の誇りと屈辱、喜びと悔恨をもつことである。⁽¹⁷⁾

福沢は『文明論之概略』第二章で、「国体」を、「一種族の人民相集て憂楽を共にし」、他国との別を設け、自らを尊重し、お互いに助け合い、同一政府のもとで自ら支配することを求め、「禍福共に自から担当して独立する者を云ふなり。西洋の語に「ナシヨナリチ」と名るもの是なり」と述べ、その「最も有力なる原因」として、「一種の人民、共に世態の沿革を経て懐古の情を同ふする者、即是なり」としている。⁽¹⁸⁾ 右の通り、ミルは、人類のある部分が、他者とは異なる共通の共感によって相互に結合して「民族」を形成し、その感情によって共働し、自ら自身の一部による、同一の統治のもとにあることを求めるとして、この「民族」を「Nationality」と呼び、その最大の要因として、政治的沿革の同一性と歴史的記憶の共有を挙げている。記述の整合性からして、このミルの「Nationality」についての議論を踏まえて、福沢の主張が生まれたのは間違いあるまい。安西敏三氏も、『文明論之概略』を考察する上でもっとも重要な概念のひとつである、この「国体」概念は、『代議制統治論』第十六章冒頭のこの部分に拠ったものであることを指摘しており、丸山眞男氏も安西氏の論文を引きながら、「一種族の人民相集て憂楽を共にし云々」はネーションの定義であり、「具体的には、J・S・ミルの『代議政治論』第十六章にある「ナシヨナリテイ」の定義が下敷きになっているのです」と述べている。⁽²⁰⁾ 最近でも松田宏一郎氏は、『文明論之概略』第二章の「ナシヨナリチ」は「J・S・ミル『代議政治論』による」としている。⁽²¹⁾

また松田氏は、『文明論之概略』第二章において福沢が、「智力と腕力と互に相制し互に相平均して、聊か権威の偏重を防ぐに足るものあり」⁽²²⁾と述べ、権力を多元化して互いに制し力を平均化する効用を説いている部分には、ギゾーの『ヨーロッパ文明史』や『代議制統治論』にみられる「balance」「counterbalance」「check」「countercheck」といった語が強く意識されていると考えられる、⁽²³⁾と述べている。さらに、権力の多元化とともに

福沢は同章で「故に單一の説を守れば、其説の性質は假令ひ純精善良なるも、之に由て決して自由の氣を生ず可らず。自由の氣風は唯多事争論の間に在て存するものと知る可し」として、公然とした争論の必要性を説いたが、ミルのテクストのうち、これにもっとも明確に対応しているのが『代議制統治論』第七章の「敵対の機能」(the function of Antagonism)であり、ミルが「制度化された闘争」という表現をギゾーの『ヨーロッパ文明史』の書評的論文で用いていることにも、福沢は目を通していたかも知れない、と松田氏は指摘している。⁽²⁶⁾ミルは「敵対の機能」について解説して、いかなる統治体制でも、政治勢力はみな唯一の権力になることを目指すが、それを達成した段階で「改良がその国では終了し、衰退がはじまる」として、過去においても、精神的権威と世俗的権威、土地所有諸階級と産業諸階級、国王と国民、正統派と宗教改革派との間で「闘争」が続いていた間のみ、社会は「進歩的」であり続けたのであり、統治者に対する抵抗勢力の存在は、「道徳的支柱であり、社会的支柱でさえある」と指摘した。こうした社会における「敵対」「抵抗」「闘争」の肯定的評価が、福沢のいう「争論」の必要性を生み出していったことは、容易に理解されよう。⁽²⁷⁾その意味で、松田氏の指摘は、きわめて重要かつ有力である。

また、同書第二章でミルは、「どんな国でも、それに対する統治形態は、(一定の明確な条件の範囲内で) 選択しうるものであるから、いまや、どういう基準によってその選択がなされるべきかが、考察されることになる。すなわち、どれでも任意の社会の利益を促進するのにもっとも適している統治形態の、決定的な特徴とはなんであるか」として、統治形態は選択可能なものであり、その基準は、社会の利益を促進するのにもっとも適しているか否かを前提として、考慮されなければならない、としている。⁽²⁸⁾『文明論之概略』第三章において福沢は、「都て世の政府は唯便利のために設けたるものなり。国の文明に便利なるものなれば、政府の体裁は立君にても共和にても其名を問はずして其实を取る可し」と述べているが、安西氏は、これは右のミルの指摘から学んで説いたも

のだとして⁽³⁰⁾。これも、記述の整合性からみて、妥当な指摘といえよう。

ミルは続く第三章で、東洋人の嫉妬心について、次のように指摘している。

人生における成功が、宿命あるいは偶然の結果であつて努力の結果ではないと、考えられたり信じられたりするのに比例して、嫉妬心 (envy) が国民的性格の一特徴として、おなじ割合で発展する。全人類のうちでもっとも嫉妬心が強い (the most envious of all mankind) のは東洋人である。東洋の道德学者、東洋の物語りにおいては、嫉妬深い (envious) 人が、とくに顕著にあらわれてくる。実生活において、嫉妬深い (envious) 人は、豪邸であれ、かわいの子供であれ、あるいは健全な身体や精神であつてさえ、とにかくなにか望ましいものを所有しているすべての人びとにとつて、恐怖のまゝである⁽³¹⁾。

松沢弘陽氏は、一八七四年に刊行された『学問のすゝめ』第十三編での「怨望」批判において、福沢は民選議院論も出版自由論も、「嫉妬の念を絶て相競ふの勇氣を励まし、禍福譏譽悉く皆自力を以て之を取り、満天下の人をして自業自得ならしめんとするの趣意なる可し」と述べているのは、ミルの右の指摘とよく似ていると指摘している⁽³²⁾。また、『学問のすゝめ』第十三編のこの直前の箇所でも福沢は「人間最大の禍は怨望に在て、怨望の源は窮より生ずるものなれば、人の言路は開かざる可らず、人の業作は妨ぐ可らず」と述べ、欧米と日本とは事情が異なっていると論じているが、安西氏はこれも、福沢が右のミルの指摘に「同意同調した」ものだとしている⁽³³⁾。松沢氏の指摘と同様、東洋人の嫉妬心を厳しく指摘したミルの記述に触発された記述とみてよからう。

福沢は『文明論之概略』第二章においても、欧米諸国を「文明」、トルコや中国、日本などを「半開」、アフリカやオーストラリアなどを「野蛮」と位置付け、その「文明」「半開」「野蛮」の判断基準を論ずるなかで、「人

間交際に就ては猜疑嫉妬の心深しと雖ども、事物の理を談ずるときには疑を發して不審を質すの勇なし」という状態を「半開」だと述べている。⁽³⁶⁾この部分についても松沢氏は、福沢は右のミルの見解に「共鳴したのではなからうか」と指摘している。⁽³⁷⁾荻部直氏も、「半開」の人民の特徴のひとつとして人間交際について猜疑嫉妬の心が強いと指摘している点は、「おそろく、『代議制統治論』が第三章で東洋人 (Orientals) の国民的性格 (national character) として「羨望」(envy) を指摘した箇所に基づく」との見解を示している。⁽³⁸⁾

また、「覚書」のなかで、「彼の西洋の学者が常に東洋諸国の人を評して、嫉妬の念深くして外国の人を忌むな」と云ふは、未だ事実の詳にする能はざる腐儒の論なり」と述べており、それは、「ミルかもしれない」と安西氏は指摘しているが、⁽⁴⁰⁾荻部氏はミルの諸説を念頭に置いたものかどうか確定しがたいと述べている。この点は筆者も評価を留保せざるを得ないが、荻部氏の指摘通り、ミルの議論や自らの見聞を踏まえて日本社会の「怨望」という心理をあぶり出しつつ、それを「アジア人の心性の宿命」のように決めつけられるのは納得できなかつたのである。⁽⁴¹⁾

「覚書」については、民権論者が希望する民選議院が設立された際に、「議院が権を恣にするやうになる可し」として、福沢はその権力欲に警戒感を抱いていたが、⁽⁴²⁾ミルは『代議制統治論』第四章において、「代議制統治の十分な恩恵を獲得するにはひどく無能力なものとする諸傾向のなかに、とくに注目にあたいするものが一つある」として、「他人にたいして権力を行使したいという意欲」を挙げている。⁽⁴³⁾福沢は、スペンサーの『第一原理』に触発されるとともに、ミルのこうした記述に影響を受け、あるいは共感したのではないかと、松沢弘陽氏は指摘している。記述の整合性から見て、⁽⁴⁴⁾妥当な見解といえよう。ミルは、この「他人にたいして権力を行使したいという意欲」を持ち、「行政が全体にたいして行使する過剰統治が、ますます巨大なものになる」特徴をフランス人に読み取り、それに対して、「自己に対して権力を行使されたくないという気持ち」を有し、「自分たちに対

して権力を行使するいかなる企てにも、きわめて用心深いが、しかし、かれらは一般に、他人に対して権力を行使したいとは、ほとんどおもわない」性質を、イギリス人にみてとっている。⁽⁴⁵⁾ 福沢は『文明論之概略』第九章で、近世以降、英仏などにおいて「論説の喧しきものもあるも、唯政府の権を争ふて小民を圧制するの力を貪らんとするに非ず、自から自分の地位の利を全ふして他人の圧制を圧制せんがために勉強するの趣意のみ」と指摘しているが、松沢氏は、これも『代議制統治論』第四章における右のミルの指摘に「示唆されたのではないか」として⁽⁴⁶⁾いるが、ミルの影響は「覚書」のみならず、こうして『文明論之概略』にも及んでいたとみるべきであろう。⁽⁴⁷⁾

また福沢は、『文明論之概略』第六章において、「古来我国の人心に於て徳義と称するのものは、「西洋の語にて云へば「パッシウ」であり、自分から働くのではなく、「物に対して受身と為り、唯私心を放散するの一事を以て要領と為すが如し」と評しているが、これはミルが『代議制統治論』第三章で、人間の性格を「活動的な性格と受動的な性格」に分類し、後者をよしとする一般の傾向を批判したことが、⁽⁴⁸⁾福沢の念頭にあっての記述ではないかと、松沢氏は指摘している。東洋人の嫉妬への指摘はこの直後にあらわれており、その点の整合性から考えても、適切な解釈と思われる。⁽⁵⁰⁾ 福沢は『文明論之概略』第九章で、世の事物は「初歩」と「次歩」の区別があり、「次歩」を前提として「初歩」を踏まなければならず、「次歩は初歩を支配するものと云ふも可なり」と述べているが、これは松沢氏によると、『代議制統治論』第二章において、統治形態が国民にとって次の進歩の段階に進むのに有効であっても、さらにその次の段階に進むのを妨げるものならば、不適当である、とミルが論じた部分に「趣旨がよく似ている」という。⁽⁵³⁾

こうした段階論的な説明は続く、『文明論之概略』第十章でもみられ、福沢は「自国の独立を以て文明の目的と為す」と述べた上で、「今の我文明と云ひしは文明の本旨には非ず、先づ事の初歩として自国の独立を謀り、其他は之を第二步に遺して、他日を為す所あらんとするの趣意なり」として、国家の独立が本来の文明の目的ではな

く、文明の目的の第一歩であり、その他のことは第二歩に残して他日を期すとして、いわば二段階論を展開している。⁽⁵⁴⁾ 松沢氏は、これも福沢が右の『代議制統治論』第二章の記述に「共感したということは十分にありえよう」と指摘している。⁽⁵⁵⁾

以上、これまで指摘されてきた『代議制統治論』の福沢への影響だが、それらは、一八七四年刊の『学問のすめ』第十三編、一八七五年脱稿・刊行の『文明論之概略』（一八七四年二月に着想され、同年九月から一八七五年二月末にかけて全体の原型ができ、四月頃に脱稿、八月発売⁽⁵⁶⁾）、同年から書き始められた「覚書」のうち、一八七五年十二月から翌年二月の間に書かれた部分や『文明論之概略』執筆後に書かれた部分と、やはり一八七三年頃から一八七七年頃までに記された著作に集中してあらわれていることがわかる。そこで、以下でも、この間に刊行された福沢の著作と『代議制統治論』の比較を進めていきたい。

三、『代議制統治論』と福沢論吉

前章でみた箇所以外に、福沢が『代議制統治論』から影響を受けたと思われる著作を、以下に挙げておこう。まずは、冒頭で紹介した『文明論之概略』第三章における、「ミル」氏代議政治論の内⁽⁵⁷⁾として記述された箇所だが、この根拠となったのは、以下の『代議制統治論』第七章のミルの指摘だと考えられる。

民主政治の純粋な観念は、平等に代表された全国民による全国民の統治である。一般に考えられ、これまで実行されてきた民主政治は、自分たちだけが代表されている、国民のなかのたんなる多数者による、全国民の統治である。……平等・普通選挙権によって統治されている国において、各選挙区で競争選挙があり、各選挙が少数差で決定されたと思定

しよう。このようにしてあつめられた国会は、国民中のぎりぎりの過半数を代表しているにすぎない。この国会が立法に着手し、それ自体のなかのぎりぎりの過半数によって、重大な議案を採択する。そこには、これらの議案が、国民のうちの多数者の願望と一致するというどんな保障があるのか。選挙民の半数近くは、選挙で多数票にまけたので、その決定にまったく影響力をもたなかったのであり、かれらは、これらの議案を通過させた人びとに反対の投票をしたのだから、かれらの全部がその議案に反対であるかもしれないし、おそらくその多数はそうであろう。院外の選挙民のなかで半数近くは、その議案に反対投票したと想定される代表者たちを選んだのであった。したがって、優位にたった見解は、その国の諸制度が、支配階級の地位におしあげた部分のなかでは多数派であるが、国民のなかでは少数派である人びとによってのみ、同意しうるものであったということ(57)は、ありうることだし、まったくありえないことではない。

記述の整合性からして、これが、冒頭の『文明論之概略』第三章におけるミルに基づく記述の根拠となったことは、容易に理解されよう。福沢はここで、「合衆政治」の正当性は、国民全体が一体となって議定することによって生まれるが、それは現状とは異なっており、選挙で、僅差で勝敗が分かれた場合、敗者側は意思決定に参加できない。国会でも、僅差で議決されれば、それに従わざるを得ないが、この決議は全国国民中の多数の支持を得たものではなく、むしろ少数者によって多数の意見が制せられたことになる、と述べている(58)。羽根氏が指摘した通り、福沢はミルを参照しながら、民主的社会における多数による専制の危険性について論じたわけである。もっとも、福沢の記述はミルの直訳ではなく、あくまでその指摘を踏まえた上で、「僅差」を五十一対四十九と表現するなど、読者により理解を深めさせるよう、さまざま工夫を加えた記述をしていたことも確認(59)できる。

なお、小泉仰氏は、この福沢の記述には、『代議制統治論』とともに『自由論』第一章が影響している、と指摘している(60)。それは、『自由論』第一章の次のような記述を指しているものと思われる。「今や、『自治』と言ひ『人民の人民自身に対する権力』というような文句は、真相を現さないことが感づかれてきた。……人民の意志

は、実際には人民の最多数の部分または最も活動的な部分の意志だということになる。すなわち、大多数者、または自己を大多数者として認めさせることに成功した人々の意志を意味している⁽⁶¹⁾。たしかに、自治を担う人民の意志なるものは、選挙で自己を多数者として認めさせた人々の意志にすぎない、という指摘は、右の福沢の記述とも符合する。小泉氏の指摘は的を射ているといえよう。

また、すでに述べた通り、福沢の「多事争論」の主張の背景には、『代議制統治論』第七章の「敵対の機能」についての議論が反映されているが、同書第五章でミルは「団体（人間の団体―引用者）がどんな個人よりよくできることは、熟慮（Deliberation）である。多くの相争う意見に傾聴し、考慮することの確保が必要であったり重要であったりするときには、討議団体は不可欠である」と述べている⁽⁶²⁾。こうした「討議」の重要性への指摘もまた、自由の気風は「多事争論」の間にあつて存するものと知るべし、という福沢の主張に影響を与えていると考えられる。

ミルの『代議制統治論』における主張のうち、これまで見た通りその影響が色濃くあらわれているのは『文明論之概略』や『学問のすゝめ』第十三編だが、『分権論』（一八七六年十一月起筆、翌年一月脱稿、十一月刊行）にも、その影響をみてとることができる。いうまでもなく、同書で福沢が主張した「政権」「治権」の二分論や、地方自治の重視論の背景には、小幡篤次郎が翻訳していたトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』の影響があつたことは周知の通りである。これに加えて、分権の範囲やその必要性、「公共」精神の重要性をうたった部分には、ミルの強い影響が感じられる。

福沢は『分権論』の冒頭で、アメリカの人民が「ポリチカル・アイチャ」を抱いて「一国公共の事に心を関するの風あり」として、日本の士族の「君家に忠義と云ひ、戦場に討死にと云ひ、文武の嗜と云ひ、武士の心掛と云ひ」、それがアメリカにおける「報国の大義と云ひ、国旗の榮辱と云ひ、憲法の得失と云ひ、地方の議事と云

ひ、其趣は双方全く相同じからずと雖ども、国事に関して之を喜憂する心の元素に至ては、正しく同一様なりと云はざるを得ず」と評し、こうした士族の「政治上の生」は、「之を消滅し尽す可きものに非ず、唯其形を変ずることある可きのみ」と主張した。福沢は、士族反乱の鎮圧によって「士族の精気を蒸発し尽く」し、「悉皆無氣無力の極度に沈む」という事態を憂慮し、「国権」を「政権」と「治権」に区分して、後者に警察、道路・橋梁・堤防の管轄、学校、宗教、公園、衛生を割り振り、士族をもって「治権を分て之に任ずるの外手段なかる可し」と「変形」の方向性を示している。⁽⁶³⁾ 福沢が、国家公共への関心を士族の精神に見いだし、その喪失によって国民が「無氣無力」に陥ることを恐れ、その地方自治への活用を主張したことは、あらためて解説するまでもない。

こうした言説には、いうまでもなくトクヴィルの影響がみとれるが、福沢は小幡を通してだけでなく、ミルを通してトクヴィルの影響を受けていた。『代議制統治論』第八章でミルは、「肉体労働者たちによる参政権の行使に、知的進歩の潜在的な手段を認めること」が空想にすぎないという議論への反論として、「証人としてトクヴィル氏の力作 (Tocqueville's great work) の全内容、とくにかれのアメリカ人に対する評価を、よびだそう。ほとんどすべての旅行者が、あらゆるアメリカ人がある意味で愛国者でもあり、教養ある知性の持主であるという事実によって、感銘をうけている。トクヴィル氏は、これらの資質とかれらの民主的諸制度とのあいだの関連が、いかに密接であるかを示した。教育ある人びとの思想、趣味および感情が、このように広くいきわたっているさまは、よそでみられたことはないし、達成しうると考えられたことさえない」と述べている。⁽⁶⁴⁾ トクヴィルが、アメリカ人の愛国精神、教養、知性と民主制度の関係を肯定的に論じたことが、アメリカ人が「一國公共の事に関心を関するの風あり」として国家や憲法、地方議事への関心を寄せているという福沢の議論に結びついたことは、容易に察せられよう。

福沢は「一國公共」への関心を抱く士族の精神が消滅し、国民全体が「無氣無力」に陥ることを強く懸念したわけだが、こうした公共への視野の重要性と無氣力への警戒感とは、『代議制統治論』第一章・第二章においてミルが繰り返し強調したものであった。

ミルは、たとえば次のように述べている。

かれら（ふつうの人びと）——引用者）は、その統治形態を存続させるために自分たちがしなければならぬことを、すすんでしようとすし、そうする能力をもたなければならぬ。またかれらは、それがその諸目的を達成するためにかれらに要求することを、すすんでしようとすし、そうする能力をもたなければならぬ。⁽⁶⁵⁾

ある国民が自由な統治を選択するかもしれないとしても、しかし、彼らが怠惰、不注意、臆病、公共精神の欠如から、それを保持するのに必要な努力をなしえないとすれば、それが直接的な攻撃を受けたさいにそのためにたたかおうとしないとすれば、……かれらは、多かれ少なかれ、自由にふさわしくないものであり、たとえ短期間でもそれをもったのはかれらにとつていいことであるとしても、かれらはそれを長く享受できさうにもないのである。⁽⁶⁶⁾

自分に関係ないことには関与しない方が安全であるという理由から、道の反対側をとおりすぎる国民、さらに、処刑には不快の念を抱くが暗殺によつては衝撃をうけない国民——こういう国民は、公共的権威が、よそよりもはるかにきびしい抑圧力をもつて武装していることを必要とする。なぜなら、それ以外には、文明生活の第一の必要諸条件が依拠するものがないからである。野蛮な生活をぬけてばかりのどんな国民においてもみられる、これらの悲しむべき感情の状態は、うたがいがもなく、ふつうには、従来の悪い統治の結果である。⁽⁶⁷⁾

われわれは、人の世のできごと、たえずながれてとどまらない、悪化にむかう流れがあることを、忘れてはならない。その流れは、人類のあらゆる愚行、あらゆる悪徳、あらゆる怠慢、怠惰、無気力からなっている。そしてその流れは、あるひとびとが不断に、また他の人びとが気まぐれに、善良で高貴な諸目的に向かつて尽力することによってのみ、制御され、そのまえにあるすべてのものを一掃しないようにおさえられるのである。⁽⁶⁸⁾

公共事項への積極的参加、怠惰や公共精神の欠如への警鐘、さらには、それらが侵害された際の抵抗心の欠如と、それによる武力専制の横行といった指摘は、前段が『分権論』の先述の部分に、そして後段は西南戦争時の著作に影響を与えていると思われる。

福沢は、西南戦争終結（一八七七年九月二十四日）後すぐに記した「明治十年丁丑公論」において、「政府の専制咎む可らずと雖も、之を放頓すれば際限あることなし。又これを防がざる可らず。今これを防ぐの術は、唯これに抵抗するの一法あるのみ」として、西郷の武力による抵抗に異を唱えながらも、その抵抗の「精神」については、これを賞賛した。福沢が恐れていたのは、「抵抗の精神は次第に衰頹する」現状と、その先にある「無気力なる世の中」であり、そこで政府への批判精神が消え去ることであった。⁽⁶⁹⁾ 公共精神の欠如から、自由な統治への侵害に対して抵抗しなければ、その統治は維持できないといったミルの所論の影響を、ここにみてとることができよう。

ミルは、公共精神をうしなつた国民に用意されているのは、武装した厳しい抑制力をもつた公共的権威である、と述べた。福沢は西郷拳兵に際して記したメモ（「西南戦争の利害得失」）において、政府がこの戦争に勝利した場合、「必ず士族の気力を失はしめ、政府専制の慣習を養成し、開化の歩を遅々たらしむるは、此度（の）戦争の余害なり」と述べている。⁽⁷⁰⁾ 福沢が士族の精神の消失が国民全体の「無気力」を促すと考えていたのは先述の通

りであり、それは、政府の専制を助長すると懸念されていた。無気力な国民に対する政府の専制——という構図は、ミルの描いた図式から影響を受けたものと考えられる。

さて、福沢は『分権論』において「治権」の担い手を選挙によって「代議人」として選ぶことを示し、その際、「此議員が仮令ひ専制に紛はしき事を行ふも、人民の方には此議員を進退するの権あるが故に、其想像に安んじて却て之を進退することなく、暫く他の行ふ所に任じて其働を逞ふせしむることもある可し」と述べて、たとえ「代議人」が専制政治を布こうとしても、人民が選挙権を有している以上、そのまま「代議人」に統治を委ね続けることもあれば、「意に適せざれば之を放逐す可きのみ」であり、「人心の不羈自由とは正に此辺に在て存するものなり」と述べている。⁽⁷¹⁾ ミルは『代議制統治論』第十二章において、「立法部員は、かれの選挙区民の指示に拘束されるべきか」を問い、選挙区民は、「代表者をかれらのたんなる伝声管にすることもできるし、また、その資格で行為したがるなくなつたときには、徳義上その議席を辞任するよう強要することもできる。そして、かれらは、これをする力をもっているのだから、国家構造理論は、かれらがそれをしたかと思つていと想定すべきである。……選挙民はその代表者を代弁人に変えてしまうことができる、われわれは考えていいのであり、選挙民の権利のそのような拡大は、自然なことであり、おこりえないことではないから、それが確定的だとしたばあいと同一の注意が払われるべきである」と述べている。⁽⁷²⁾ 福沢の指摘との高い親和性がうかがえよう。

福沢は右の記述のすぐ前の部分で、「人民に権力を授けるは小児の手に利刀を渡すが如し。兇心、未だ一身の利害を知らずして、自から疵することもあらん。或は他を害するの是非を弁せずして、人を切ることもあらん。之を傍観するに堪へずと雖ども、如何せん、此小児をして此刀を御せしめんとするには、瞑目して之に利刀を渡し、其自から懲り自ら憤るゝの日を待つの一法あるのみ」と、「治権」の分与へのリスクを認識しつつも、実際に運用して慣れていくほかない、という持論を展開している。⁽⁷³⁾ これは、一八七六年五月に明六社で加藤弘之と交わさ

れた民選議院設立論争でもみられた論法であり、日本人民が未成熟であるがゆえに民選議院設立は時期尚早であると論じた加藤に対して福沢は、廃藩置県も民選議院も「自由の曙光を人に視認」させるための門戸であると述べ、「民会」を設立するのは進歩を促進する良策であると反論している。⁽⁷⁴⁾ 人民の成熟を待つて「民会」を開設し「治権」を分与するのか、「民会」を開設し「治権」を分与することで人民を成熟させるのか。福沢は後者の立場から、いわば政治的実践の社会教育機能を期待したのである。『文明論之概略』の草稿でも福沢は、「民会ノ体裁ハ速ニ作ラザル可ラズ」と述べた上で、民会によって習慣や知恵を育て、「集議」の準備をすべきだと論じている。⁽⁷⁵⁾ この「民会」段階から、「国会」の開設に前向きな姿勢を示した『通俗国権論 二編』（一八七八年十月脱稿、翌年三月刊行）においても、福沢は、国会ではまず「外国交際」について議論すべきであり、そこから「一事を議して二事に及び、一年を過ぎて二年に至り、次第に議事の体を成すに随て漸く内国の事務をも議するに至らば、外交の議事は恰も国会の訓練として視る可し」と述べている。⁽⁷⁶⁾ まず国会を開設し、そこで議事の実践という「訓練」を重ねながら、議事に修練していく、というのが、福沢の基本的スタンスであった。

こうした、公共的事項への関与の社会教育的機能への着目にあたって、示唆を与えたと思われるのが、『代議制統治論』第三章である。ミルはここで、「公共のためになすべきなにかをかれ（市民の十分な特権に参加していない人びと——引用者）に与えるならば、……それはかれを教育ある人にする」と述べた上で、「私人としての市民」が「公共的職務」に参加することで、「かれは、みずからを公共の一人と感ずるようになり、また、かれらの便益はなんでも自分の便益だと感ずるようになされる」として、こうした公共的職務への関与を「公共精神」の「学校」と呼び、これを実践しなければ、市民は社会への責任感を抱くことはできないと指摘している。⁽⁷⁸⁾ まずは「公共的職務」に関与させることよって、社会への責任感を育成するという「教育」「学校」的発想は、福沢の所論に少なからぬ影響を与えているように思われる。ミルは同書第十五章でも、次のように述べている。

地方諸機関のばあいには、多くの市民は、選出するという機能のほかに、かわるがわる選出される可能性をもっており、また多くが選出や輪番制によって、多数の地方的執行職務のうちのあれこれにつく。これらの地位にあつて、かれらは、思索し演説するとともに、公共の利害のために行動しなければならず、その思索もすべて代理で果たすというわけにはいかない。これらの地方的な機能は概して、上流の人びとが求めるものではないから、社会のずっと下層にまで、重要な政治教育を普及させる手段になるのだと、つけ加えてもいいであろう。このように、精神的訓練は、国家の全般的なことがらにおいてよりも地方にかかわることにおいてのほうが、重要な特徴であり、そこには行政の質によってきまるような重大な利害関係がないので、精神的訓練の方に大きな関心が払われうが、行政の質は、一般立法の問題や帝国事項の処理のばあいにおいてよりも、精神的訓練の後にまわされうることがずつと多いのである⁽⁷⁹⁾

福沢が国会よりも民会、地方自治の分野において、こうした政治教育・精神訓練的な主張をしたことも、ミルのこうした指摘のゆえかもしれない。

ちなみに、福沢は「治権」の対象として警察、道路・橋梁・堤防の營繕、学校、宗教、公園、衛生を挙げたが、これは、『代議制統治論』における地方自治の範囲とよく似ている。ミルは同書第十四章で、「都市」を地方自治の基本単位として設定した上で、「道路舗装、照明、給水、排水、港湾、市場の規制が、同一都市の各地区ごとに異なっていれば、多少の浪費と不便なしにはすまない⁽⁸⁰⁾」とし、さらに「州」について、「公道、刑務所、警察を適切に規制するには、それ(村落引用者)より大きい平均的な州のような区域でちょうどいいのである⁽⁸¹⁾」と述べている。福沢の想定していた自治体単位は厳密ではないが、ミルのこうした指摘とトクヴィルの主張から、福沢なりの「治権」の範囲を設定したのであろう。福沢がトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』(リーヴ英訳本)全二巻を読むのは一八七七年六月から七月以降のことであり、この時点で参考にしてしたのは、小幡篤次

郎が一八七六年十一月から十二月にかけて『家庭叢談』誌上で同書の「アメリカにおける公共精神について」と「アメリカ連邦における権利の觀念について」、「アメリカ連邦における行政的的分権の政治的諸効果について」の各節を抄訳したものであった（福沢は前二者の刊行されたもの、後者の原稿段階のものを、それぞれ『分権論』に引用しているため、いずれも読んでいたことが確認できる⁽⁸⁴⁾）。実際に刊行された後者は、「外国交際」が「国内共同ノ利益」であるのに対し、「村落ノ事務各地方ニ限レルノ利益アリ」として、前者を「政権」、後者を「治権」と呼んでおり、福沢がその用語をそのまま踏襲しているのがわかるが、この小幡訳はさらに、「政権」の集合と「治権」の集合を区別し、両者ともに集中すると「非常の大勢力」を発生して圧制が生まれるとして、地方自治の重要性、すなわち「治権」の地方への分権の重要性を指摘している。もっとも、「政権」の範囲としては外交のほか軍事を挙げ、また「治権」には村落事務のほか州税をあてている程度で、それぞれの具体的内容はあまり明確ではない⁽⁸⁵⁾。福沢は、トクヴィルのいう「治権」の集権化を恐れつつ、後者の具体的イメージを、ミルの道路舗装、照明、給水、排水、港湾、市場、刑務所、警察、といった指摘を受けて自ら描き出していったのではないだろうか。

福沢は『文明論之概略』第二章において、「文明には外に見はる、事物と内に存する精神と二様の区別あり」として、「外に見はる、文明の事物とは衣服飲食器械住居より政令法律等に至るまで都て耳目以て聞見す可きものを云ふなり」と述べ、「精神とは何ぞや。人民の氣風即是なり」としている。そして、この「文明」を決定付ける要因として、「人の氣風快発にして旧慣に惑溺せず、身躬から其身を支配して他の恩威に依頼せず、躬から徳を修め躬から智を研」といった「氣風」を挙げて、「文明」はその精神が外にあらわれるという連携を持つ、すなわち「先づ文明の精神を備へて其外形に適す可きものなる可らず」と論じたのである⁽⁸⁶⁾。この言説からすると、「政令法律」といった統治形態に関するものも、「人民の氣風」に依拠し、これが活発で自立し、知徳を修め

ていることが、重視されていることが理解される。福沢は同書第三章で、「政治の良否を評するには、其国民の達し得たる文明の度を測量してこれを決定す可し」と語っているが、それは、まさにこのことを指している。⁽⁸⁷⁾この「政治の良否」を決する国民の「文明」、すなわち「精神」のなかで、福沢がもっとも重視したのが「智徳」であった。同書第四章で福沢は、「有智有徳の人」をもって「これを名けて文明の人と云ふ可し」と述べ、第五章では「一国文明の有様は其国民一般の智徳を見て知る可し」とし、⁽⁸⁸⁾第六章ではさらに智徳について詳論して、それぞれ私智（物の理を究めて之に応ずるの働）、公智（人事の軽重大小を分別し軽小を後にして重大を先にし其時節と場所とを察するの働）、私徳（貞実、潔白、謙遜、律儀など）、公德（公平、正中、勇強など）とに四分し、このうちもっとも重要な物は「公智」である、とした。⁽⁸⁹⁾

このように、人民の気風、とりわけ智徳が文明の有様、さらには統治形態を決定し、その智のうちで最も重要なものが「公智」である、という『文明論之概略』における福沢の所論の背後には、統治形態と人民の智徳との不可分な関係を説いたミルの影響が感じられる。ミルは『代議制統治論』第二章において、「ある統治形態が所有しうる卓越のもっとも重要な点は、国民自身の徳と知性を向上させることである」⁽⁹⁰⁾と述べ、さらに「賢明な構成員の個人的知性と徳性」の「量が大きければ大きいほど、そしてその組織のしかたがよければよいほど、その統治はそれだけよくなるであろう」とし、⁽⁹¹⁾続く第三章でも、「理想的に最良の統治形態」は「さまざまな成員が現在持っている道徳的・知的・活動的能力による、社会のことがらのすぐれた処理を、どの程度まで促進するか」によって決定されることも述べている。⁽⁹²⁾最良の統治形態とは、人民の智徳を向上させるそれであり、その智徳もまた、統治の改善を促す要素であった。⁽⁹³⁾いわば統治形態と智徳とは相互依存の関係にあったわけであり、これを智徳の観点からみたととき、福沢のような智徳が統治形態を決定する、という理解が生まれてきたものと思われる。同時に、すぐれた統治形態が智徳を増進させるという観点は、先述したような、まず国会を開設し、これに

よって人民の進歩を促進していく、といった発想を補完していたと考えられる。

ミルは、植民地統治のあり方についても、同様の認識を持っていた。すなわち『代議制統治論』第十八章で、アメリカやオーストラリアのように、「支配国と類似の文明をもつ人びとから成り、代議制統治の能力をもち、それにふさわしく成熟している」地域では、「自治」をもっと許容すべきであり、「⁽⁹⁴⁾そうした状態にまだ到達しない諸従属国」には、「支配国によって、あるいは支配国がその目的のために派遣した人物によって、統治されなければならぬ⁽⁹⁵⁾」とし、西欧列強による植民地統治を当然の事実とした上で、「現在達成できるかぎりで最高の統治と、将来の永続的改良にとつてもっとも有利な条件とを、かれらに提供することによって、この支配を臣従民族の害悪ではなく善とするように組織するにはどうしたらいいかということより、重要な問題はほとんどない⁽⁹⁶⁾」とし、そのあり方として、先述のような、被統治地域の「成熟度」が重要な指標とされたのである。こうした立場からミルは、インドへの直接的・従属的統治の徹底をためらわない。「インドのような国を、直接に支配しようとすることによってではなく、それにすぐれた支配者をあたえることによって、イギリス国民はその国に対するかれらの義務を、はたすことができるのであり、かれらが、それに与える支配者として、イギリスの内閣の大臣よりわるいものは、ほとんどありえない。……インドのような国では、すべてが、統治にあたる人びとの個人的な資質と能力に依存するのだということは、いくらくりかえしても、くりかえしすぎはしない⁽⁹⁷⁾」。

福沢自身が日本をいまだ「未開」の段階にあると自認していたことは先述の通りであり、ミルの議論を踏まえるならば、もし西欧列強の支配下に入る場合、文明の遅れた日本は文明国たる彼らから十分な自治を獲得できず、直接的かつ従属的な支配を余儀なくされること懸念される。ミルが『代議制統治論』最終章でこうした議論を展開したのに応じるように、福沢は『文明論之概略』最終第十章で「自国の独立を論ず」と題し、「日本の文明は西洋の文明よりも後れたるものと云はざるを得ず。文明に前後あれば前なる者は後なる者を制し、後なる者は

前なる者に制せらるゝの理なり」として、西欧列強による植民地統治を当然の事実としたミルに呼応するような「理」を説いている。その列強が従属的支配を強いる以上、福沢は声を大にして「人民の心に先づ感ずる所のものは、自国の独立如何の一事に在らざるを得ず」と主張し、西欧諸国の植民地戦略の所以を説き、「今の外人の狡猾標悍なるは公卿幕吏の比に非ず。其智以て人を欺く可し、其弁以て人を誣ゆ可し、争ふに勇あり、闘ふに力あり」と警戒し、「万々一も、これが制御の下に居て束縛を蒙ることあらば、其殘刻の密なること恰も空気の流通をも許さざるが如くして、我日本の人民は、これに窒塞するに至る可し」と呼びかけざるを得なかった。その際、「処置の無情殘刻」なる実例として福沢が挙げたのが、先にミルが正当化した、英国によるインド統治にほかならなかつた。福沢は、自国統治だけでなく対外的独立も、究極的にはその国の文明、そして人民の「精神」によって決定されるという立場から、「全国人民の間に一片の独立心あらざれば文明も我国の用を為さず」「今の日本人を文明に進るは此国の独立を保たんがためのみ。故に、国の独立は目的なり、国民の文明は此目的に達するの術なり」と強調する。ミルに学び、ミルに触発された福沢の言説をここにみてとることが出来る。⁽⁹⁸⁾

四、むすび

以上にみたように、福沢はミルの『代議制統治論』から多大な影響を受けていた。すでに指摘されてきたような、「ナショナリチ」の概念や、権力の平均化、敵対の機能、東洋人の嫉妬心、権力欲、などにとどまらず、地方分権の範囲や必要性、「公共」精神の重要性や、専制への警戒心と抵抗の必要性、代議士の選挙民による拘束、議会設立における社会的機能、さらには、文明や統治形態と人民の智徳との不可分な関係など、その影響は、『文明論之概略』を中心とする、一八七三年頃から一八七七年頃にかけて記された著作に、濃厚にあらわれてい

た。

福沢自身が、一八七九年刊行の『国会論』と『民情一新』において、英国流の議院内閣制や二大政党制の重要性を説いていったことを考慮するとき、『代議制統治論』の影響は、こうした著作にこそ、直接的な影響を与えているような印象を受けるかもしれない。しかし、ミルは議院内閣制の普遍性に疑義を呈しており、あくまでイギリスや共和国の制度としてのみ評価していた。ミルは、国会が総理大臣やその候補者を選出する意義について、「ある特定の人が、その政党の候補者であり、かれの一般的政策はかならずその党に支持されるということとを、認めるだけなのである」と消極的に評価し、こうした慣例は「ブリテン国家構造」では確立してきたし、共和国でもこのやり方に近づけばうまくいくであろうと述べつつも、⁽⁹⁹⁾「わたくしは、イギリスで総理大臣が、なんの不都合もなくそうであるように、執行部の長が代議制合議体の投票に完全に依存することが、いついかなる場所においても望ましいと主張しようとは思わない」と議院内閣制の普遍性を否定し、「これ（議院内閣制—引者）を避けることが最善だと考えられたならば、かれが国会によって任命されたとしても、議会の投票にかかわらず一定期間その職を保持してもいいのである」と、議会による罷免権の否定を肯定している。ミルは、総理大臣には議会の解散権がある以上、「国会の投票に不当に支配されることは決してありえない」とも考えていた。⁽¹⁰⁰⁾

ミルは続けて、司法官僚は特殊で専門的な職務であって、民衆の判断によって評価するのは望ましくないと述べ、「民衆の選挙区民の良い資質のなかには、とくに裁判官に必要なもの、すなわち、冷静さと不偏性は含まれていない」と述べている。⁽¹⁰¹⁾ 裁判官に限らず、ミルは官僚全体の人事についても「執行部の職務担当者たちはだれも、国民みずからの投票であれ、国民の代表者たちの投票であれ、民衆の選挙によって任命されるべきではない」とし、「統治のあらゆる業務は、熟練を要する仕事であり、それを遂行するための資質は、特別で専門的な種類のものではあって、それを正当に判定できるのは、みずからそれらの資質のいくぶんかをもっている人びと、

あるいはそれらの仕事についての実際の経験をもっている人びとのほかにはないのである」と、その理由を語っている。行政の長である総理大臣と国会との間に距離をとろうとする思考にも、こうした行政の専門性、不偏性、熟練、経験といった要素が影響していたものと思われる。

いうまでもなく、福沢は一八七〇年代に欧州を襲っていた社会情勢の不安定化を背景に、議院内閣制の導入を説き、行政権と立法権の同時運用の必要性を訴えた。そのとき、それまで自らの議論の重要な土台としてきた『代議制統治論』は、大きな「躓きの石」となったのではないか。一八六一年に記されたそれは、七〇年代の危機感を受け止めておらず、議院内閣制の不偏性を説いてもおらず、むしろ、専門性や経験を掲げて行政権を占有する藩閥政府を正当化しかねない要素さえ、含んでいた。同書からの影響がこの時期の福沢に及んでいないのは、こうした自らの構想との齟齬の故であり、その齟齬は、福沢の主張の根幹に関わるものであったために、単に『代議制統治論』における議院内閣制への言及の回避にとどまらず、ミルの読書そのものの終焉までもたらしてしまったのではないか。ミルの福沢手沢本として確認できるもののうち、最も新しいものが、一八七五年刊行であることは、そのことを示唆している。

もとより、すでに指摘した『代議制統治論』の福沢への影響は、本稿で若干の検討を加えたトクヴィルのほか、同時期に読んでいたバックル、ギゾー、さらにはスペンサーなどの影響も加味して、総合的に分析されねばならない。ただ、ここでは紙幅の関係上、まずは『代議制統治論』に焦点を絞った考察にとどめ、総合的な分析は別稿に譲りたい。

- (1) 慶應義塾編『福沢論吉全集』第四卷(岩波書店、一九七〇年)、四七頁。
- (2) 功利主義に関しては、川合貞一「ミルの「功利論」の書き入れより見たる福沢先生」(『三田評論』第四〇六号、

一九三一年六月)、安西敏三「福沢手沢本 J. S. Mill Utilitarianism 再現 1-1 (資料)」〔『法学研究』第五六卷六号、一九八三年六月)、安西敏三「福沢手沢本 J. S. Mill Utilitarianism 再現 1-2 (資料)」〔『法学研究』第五六卷七号、一九八三年七月)、安西敏三「福沢手沢本 J. S. Mill Utilitarianism 再現 1-3 (資料)」〔『法学研究』第五六卷八号、一九八三年八月)、安西敏三「福沢論吉と J・S・ミル「功利主義」」〔『甲南法学』第三一巻一、一九九〇年一〇月、再構成・加筆・修正の上、後掲「福沢論吉と西欧思想」に再録〕、安西敏三「福沢論吉の正義観——J・S・ミル『功利主義』第五章をめぐる」〔『福沢論吉年鑑』第一九号、一九九二年二月、一部が後掲「福沢論吉と西欧思想」に改稿・再録〕、安西敏三「福沢論吉と西欧思想——自然法・功利主義・進化論」(名古屋大学出版会、一九九五年)第三章「功利と正義——J・S・ミル「功利主義」との対話」、小泉仰「J・S・ミル、福沢論吉、西周の功利原理適用法」(島根県立大学西周研究会編『西周と日本の近代』ぺりかん社、二〇〇五年、所収)、小泉仰「明治における西洋哲学の受容——J・S・ミルの“circumstances”と“conditions”に対する福沢論吉と西周の解釈」〔『日本の哲学』第八号、二〇〇七年一二月)、などの研究があり、女性論関係については、東田善雄「ミルの婦人論と福沢先生」〔『明治文化』第九巻四号、一九三六年四月)から、安西敏三「福沢論吉と J・S・ミル『女性の隷従』」〔福沢論吉年鑑』第五号、一九七八年一月)、安西敏三「福沢論吉と J・S・ミル『婦人の隷従』」(杉原四郎編『近代日本とイギリス思想』日本経済評論社、一九九五年、所収、前掲の『福沢論吉年鑑』第五号所収論文を加筆・修正して再録したもの)、小泉仰「福沢論吉の女性論における「怨望」と J・S・ミル」(慶應義塾編『福沢論吉書簡集』月報一、岩波書店、二〇〇一年、所収)、安西敏三「福沢論吉と自由主義——個人・自治・国体」(慶應義塾大学出版会、二〇〇七年)序章「J・S・ミル『女性の隷従』との対話」(前掲「福沢論吉と J・S・ミル『女性の隷従』」を加筆・再録したもの)、白井堯子「女性の地位をめぐる F. ナイチンゲールと J. S. ミル」福沢論吉に至る英国思想の流れから」〔『総合看護』第四七巻一、二〇一二年二月)、西澤直子「福沢論吉と女性」(慶應義塾大学出版会、二〇一一年)、など、多くの研究がある。宗教観については、小泉仰「ミルの『宗教三論』と福沢論吉の宗教観」〔『近代日本研究』第二巻、一九八六年三月)、小泉仰「福沢論吉の宗教観」(慶應義塾大学出版会、二〇〇二年)第四章「ジョン・スチュアート・ミルと福沢論吉」、など、参照。小泉氏はほかに、小泉仰「J・S・ミル」(研究社出版、一九七七年)で福沢の女性論、政治経済論、宗教論へのミルの影響を考察しており、安西氏にもほかに、安西敏三「福沢

諭吉の学問観—ミル、バツクル、スペンサーの諸著作へのノートを中心に」(『三田学会雑誌』第七五卷三号、一九八二年六月)、安西敏三「福沢諭吉とF・P・G・ギゾー、そしてJ・S・ミル——「独一個人の気象」考」(『法学研究』第七〇巻二号、一九九七年二月)、などがある。

(3) 高橋義雄編『福沢先生を語る——諸名士の直話』(岩波書店、一九三四年)、一八〇—一八一頁。福沢宗家から慶應義塾に寄贈された洋書の目録(『福沢宗家寄贈洋書目録』『近代日本研究』第八卷、一九九二年三月、八頁)には、これに該当すると思われる福沢手沢本は含まれておらず、西澤直子氏(慶應義塾福沢研究センター教授)を通して須田の子孫に確認をとったところ、須田家にも該当する本はないという。

(4) この点について松沢弘陽氏は、次のように述べている。「代議政治論」については、福沢の書込みが多い手沢本があつたけれども所在不明になったといわれており、そのためもあつてか、ミルの政治思想の集成といふべきこの書物の、福沢への影響についてはとり上げられることが少ない。しかしたとえば『代議政治論』と『文明論之概略』をはじめとする福沢の著作をあわせて精読すると、福沢のミルへの共鳴ではないかと思われる文章にたびたび出会う」(松沢弘陽「社会契約から文明史へ——福沢諭吉の初期国民国家形成構想・試論」(『北大法学論集』第四〇巻五・六号下、一九九〇年九月)、一九二四頁)。筆者もこれに同感するところである。

(5) 慶應義塾福沢研究センター編『マイクログフィルム版福沢関係文書 福沢諭吉と慶應義塾 収録文書目録(第二分冊) 福沢諭吉関係資料(二)』(雄松堂出版、改訂再版、一九九八年)、六五—七〇頁。なお、前掲「福沢宗家寄贈洋書目録」には、『代議制統治論』として一九九〇年刊行版一冊のみが含まれているが、西澤直子氏のご教示によると、この本には書き込みがあり、線が引かれている。鉛筆書きの字で福沢諭吉によるものかどうか判断するのは難しいものの、諭吉の筆跡である可能性は低いという。また、線が定規できれいに引かれており、この点からも、線を引きなが論吉と考えるのは困難だと思われる、とのことである。第十一章以後は天が綴じたままになっており、読んでいない。このため、所蔵者は諭吉、長男・一太郎、その長男・八十吉、いずれの可能性もあるが、諭吉の可能性は低いといえよう。いずれにせよ、諭吉は本文の通り、一八七五年脱稿の『文明論之概略』で同書を引用しており、そのほか、この時期の著作には同書からの影響と思われる箇所が少なくない。本文の通り、諭吉は須田辰次郎から『代議制統治論』を借りて書き込みをしていたが、須田がこれを購入し、諭吉がこれを借りて読んだのも一八七三年頃か

ら一八七五年頃の間と考えられ、論吉はこの読書と書き込みを踏まえた記述を『文明論之概略』などにした上で、のちになって、一太郎か八十吉がこれを購入したと考えるべきであろう。いずれにせよ、論吉が書き込みをして、『文明論之概略』などの時期の記述の背景になった手沢本は、現存していない。もともと、先述の福沢宗家から慶應義塾に寄贈された一八九〇年刊行の『代議制統治論』の書き込みには興味深い記述も含まれており、その執筆者、および内容の検討については、後日を期したい。

- (6) 福沢は『文明論之概略』第三章の中で、「英国の学士「ミル」氏著述の経済書に云く、或人の説に、人類の目的は唯進んで取るに在り、足以て踏み手以て推し、互に踵を接して先を争ふ可し、是即ち生産進歩のために最も願ふ可き有様なり」として、唯利是争ふを以て人間最上の約束と思ふ者なきに非ざれども、余が所見にては甚だこれを悦ばず、方今世界中にてこの有様を事実に出したる処は亞米利加の合衆国なり、「コウカス」人種^{種人}の男子相合し、不正不公の羈轡を脱して別に一世界を開き、人口繁殖せざるに非ず、財用富饒ならざるに非ず、土地も亦広くして耕すに余あり、自主自由の権は普く行はれて国民又貧の何物たるを知らず、斯る至善至美の便宜を得ると雖ども、其一般の風俗に顕はれたる成跡を見れば亦怪む可し、全国の男児は終歳馳驅して金円を逐ひ、全国の婦人は終身孜孜として此逐円の男児を生殖するのみ、これを人間交際の至善と云はん乎、余はこれを信ぜずと。以上「ミル」氏の説を見ても亦以て合衆国の風俗に就き其の一斑^{一斑}を窺知るに足るべし」とも述べている（前掲『福沢論吉全集』第四卷、四八頁）。小泉仰氏によれば、これはミル『経済学原理』から、レッセフェールの自由経済の問題点をミルが批判した部分を、福沢が翻案したものだという（前掲『J・S・ミル』、二五三頁）。この時期の福沢のミルへの関心がうかがえよう。この福沢の記述が『経済学原理』のどの部分に基づいているかなどについては、福沢論吉著／伊藤正雄訳『現代語訳文明論之概略』（慶應義塾大学出版会、二〇一〇年）、安西敏三「補注」一〇二、四一一―四一二頁、参照。
- (7) 慶應義塾編『福沢論吉全集』第三卷（岩波書店、一九六九年）、一二四頁。一八七二年から七六年まで刊行された『学問のすゝめ』のなかでミルの『女性の隷従』について言及されたのは、これがはじめてである（この点については、前掲『J・S・ミル』、二五〇―二五二頁、参照）。本文の通り、『女性の隷従』の福沢手沢本の刊行年は一八七〇年であり、おそらく福沢が注文し、入手したのは翌年以降で、それからこれを読み込み、この言及につながったのであろう。

- (8) 「弥爾氏宗教三論」緒言（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一九卷、岩波書店、一九七一年）、七六三頁。
- (9) 前掲『J・S・ミル』、二五三―二五五頁。
- (10) 安西敏三「英書手沢本」（福沢諭吉事典編集委員会編『福沢諭吉事典』慶應義塾、二〇一〇年）、一一三―一一四頁。
- (11) 丸山眞男氏も、福沢がミルの『代議制統治論』に親しんだのは、一八七三年から一八七七年頃にかけてであると指摘しており（丸山眞男「解題」、福沢諭吉著作編纂会編『福沢諭吉選集』第四卷、岩波書店、一九五二年、四〇〇頁）、松沢弘陽氏は、福沢が『代議制統治論』を読んだ時期について、「一八七四年二月頃―七五年四月頃」としている（前掲「社会契約から文明史へ」、一八九〇―一八九一頁）。
- (12) 須田辰次郎「義塾懐旧談（つゞき）」（『三田評論』第二三五号、一九一七年二月）、五二頁。
- (13) 須田は先述の直話に続けて、「其後ボツクル文明史は、明治七年頃に参つた」と述べており、福沢が代議制統治論を借りて読んだのは、この前、すなわち一八七三年頃であることをうかがわせている（前掲『福沢先生を語る――諸名士の直話』、一八一頁）。
- (14) 前掲「社会契約から文明史へ」、一八九三頁。ミルの英国における評価の変遷については、松沢弘陽「近代日本の形成と西洋経験」（岩波書店、一九九三年）、二七八頁、参照。
- (15) J・S・ミル著／水田洋訳『代議制統治論』（岩波文庫、一九九七年）。なお、英語の原語表記の確認のため、次の初版を参照した。John Stuart Mill, *Considerations on Representative Government* (London: Parker, son, and Bourn, 1861).
- (16) Mikiso Hane, "The Sources of English Liberal Concepts in Early Meiji Japan", *Monumenta Nipponica*, Vol. 24, No. 3 (1969), pp. 262 - 263.
- (17) 前掲『代議制統治論』、二七四頁。
- (18) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、二七頁。
- (19) 前掲『福沢諭吉と自由主義』、二一四頁、安西敏三「福沢諭吉における国体観念の転回」（『近代日本研究』第一五卷、一九九九年三月）、九頁。なお、前掲『福沢諭吉と自由主義』（二一四頁）で安西氏は「Nationality」の訳語と

して「国民性」を当てているが、このもととなった論文では、「民族」とされている。

(20) 丸山眞男『文明論之概略を読む』(一)(丸山眞男『丸山眞男集』第一三卷、岩波書店、一九九六年)、一五三頁。
 なお、丸山氏が言及しているのは、前掲「福沢論吉と J・S・ミル『女性の隷従』」である。松沢氏も同様の見解を示している(松沢弘陽「注」、福沢論吉著／松沢弘陽校注『文明論之概略』岩波文庫、一九九五年、三一五頁)。

(21) 松田宏一郎『擬制の論理 自由の不安——近代日本政治思想論』(慶應義塾大学出版会、二〇一六年)、一七〇頁。
 (22) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、二二頁。『文明論之概略』執筆後から書き記された「覚書」は、一八七五年から一八八二年までに福沢が記した読書ノートである(安西敏三「覚書」前掲『福沢論吉事典』、二二四—二二五頁)が、そこにも「文明は多事の際に進むものなり。多事なれば各種の元素互に其権力の平均を得べし」とある(慶應義塾編『福沢論吉全集』第七卷、岩波書店、一九七〇年、六五七頁)。「文明論之概略」の執筆後に記されたものであろう。

(23) 前掲『擬制の論理 自由の不安』、一八六頁。

(24) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、二四頁。

(25) 前掲『代議制統治論』、一九四頁。

(26) 前掲『擬制の論理 自由の不安』、一八九頁。この書評的論文「ギゾーによる歴史に関する論議と講義」(Guizot's Essays and Lectures on History)は、一八五九年に初版が刊行された、*Dissertations and Discussions: Political, Philosophical, and Historical* の第二巻に収録されている。本文の通り、この巻の福沢手沢本の刊行年は一八六七年であるが、一巻と三巻がいずれも一八七五年版のため、福沢が全三冊をまとめて購入した際に、書店側が第二巻のみ一八七五年版が欠けていたため、一八六七年版によって補ったと筆者は考えている。一八七五年にロンドンで刊行された本を、同年四月に脱稿される『文明論之概略』に反映させるのは現実的に困難かと思われるが、一八六七年刊行である以上、二巻のみ先に入手して読み、その内容を「争論」の主張に反映させた可能性は否定できない。なお、松沢氏は、福沢がこの書評論文を読んだ時期を「一八七四—一八七七の間か?」と推測している(前掲「社会契約から文明史へ」、一八九二頁)。

(27) 前掲『代議制統治論』、一九四—一九五頁。

(28) 前掲『代議制統治論』、三五—三六頁。

- (29) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、四二―四三頁。
- (30) 前掲『福沢諭吉と西欧思想』、一五五―一五八頁。
- (31) 前掲『代議制統治論』、八八頁。
- (32) 前掲『福沢諭吉全集』第三卷、一一三頁。
- (33) 松沢弘陽「公議輿論と討論のあいだ——福沢諭吉の初期議政政観」(『北大法学論集』第四一卷五・六号、一九九一年一〇月)、二四八―九頁。
- (34) 前掲『福沢諭吉全集』第三卷、一一三頁。
- (35) 前掲『福沢諭吉と西欧思想』、三五六頁。
- (36) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、一六、一七頁。
- (37) 前掲「注」、三一―三二頁。
- (38) 荻部直「福沢諭吉の「怨望」論」(荻部直『歴史という皮膚』岩波書店、二〇一二年、所収)、一五〇頁。福沢の「嫉妬」や「怨望」といった用語の変遷については、同論文に詳しい。荻部氏はここで、福沢が当初は「嫉妬」を批判的に捉えていなかったが、ミルの議論や、征韓論政変以降の不平等士族の不穏な動向を踏まえて、「強烈な「怨望」を説くようになった」と指摘しているが、筆者もこれに同意するものである。「怨望」が噴出して反乱を散発させていくという福沢の懸念は現実のものとなるが、西南戦争における中津隊の蹶起に際して、福沢がその原因を鈴木閑雲宛の書簡(一八七七年六月二日付)で、「中津旧藩之旧痾」「其原因ハ門閥之残夢なり」に求め、二日後の浜野定四郎宛書簡でも、「此世間之騷擾に際して中津之旧痾再発し、上士と下士と之きしり合ひなり」と述べていた(慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第二卷、岩波書店、二〇〇一年、一五一―一七頁)。福沢は鈴木に「旧藩情」を読んで、「世間の残夢を驚破」するよう促しているが、「旧藩情」で福沢は、「門閥の妄想を払ひ、上士は下士に対して恰も格式りきみの長座を為さず……下士も亦上士に対して旧怨を思はず……双方共にさりと前世界の古証文に墨を引」くよう求めている(前掲『福沢諭吉全集』第七卷、二七六―二七七頁)。この「旧痾」「門閥之残夢」「上士と下士と之きしり合ひ」「門閥の妄想」「旧怨」こそが、憂うべき「怨望」そのものであったのではないだろうか。
- (39) 前掲『福沢諭吉全集』第七卷、六六一頁。荻部氏は、この部分の記述は、一八七五年二月から翌年二月の間に

書かれたと推測している（前掲『福沢論吉の「怨望」論』、二六二頁）。

- (40) 前掲『福沢論吉と西欧思想』、一四八頁。
- (41) 前掲『福沢論吉の「怨望」論』、一五〇―一五一頁。
- (42) 前掲『福沢論吉全集』第七卷、六六九―六七〇頁。福沢はこの部分の頭書に、「代議政」は代議人に専制政治をさせるものではなく、「極意は之をして他の妨を為さしむるのみ」と記している（同前、六七〇頁）。代議政治は権力を分散させることを目的としたものとしたわけだが、これは、本文で述べた『文明論之概略』における権力の多元化と似た議論であるため、この部分は、『文明論之概略』の執筆後に記されたものと考えられる。
- (43) 前掲『代議制統治論』、一一三―一四頁。
- (44) 前掲『公議輿論と討論のあいだ』、二四九〇―二四九一頁。
- (45) 前掲『代議制統治論』、一一三―一七頁。
- (46) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、一五五頁。
- (47) 前掲「注」、三五〇頁。
- (48) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、八五頁。
- (49) 前掲『代議制統治論』、八四―八五頁。
- (50) 前掲「注」、三三一頁。
- (51) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、一六九頁。
- (52) 前掲『代議制統治論』、六三頁。
- (53) 前掲「注」、三五七頁。
- (54) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、二〇八、二〇九頁。
- (55) 前掲『社会契約から文明史へ』、一九二頁。
- (56) 松沢弘陽「解説」（前掲『文明論之概略』、所収）、三六三―三七〇頁。
- (57) 前掲『代議制統治論』、一七二―一七五頁。
- (58) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、四七頁。

- (59) 松沢氏はこの「ミル」氏「代議政治論」の内」の記述について、『代議制統治論』第七章の「議論の要点を福沢がわかり易く表現しなおしたもの」と評している(前掲「注」、三三二頁)。なお、合衆政治や多数者の専制の問題へのミルからの影響については、前掲、丸山眞男「解題」、四一〇頁、前掲『文明論之概略を読む(一)」、八六―八九、一三五―一三九頁、も参照。
- (60) 前掲『福沢論吉の宗教論』、一七〇頁。
- (61) J・S・ミル著／塩尻公明・木村健康訳『自由論』(岩波文庫、一九九〇年)、一四頁。
- (62) 前掲『代議制統治論』、一二三頁。
- (63) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、二三七―二七五頁。
- (64) 前掲『代議制統治論』、二一四頁。
- (65) 前掲『代議制統治論』、二〇頁。
- (66) 前掲『代議制統治論』、二一―二二頁。
- (67) 前掲『代議制統治論』、二二三頁。
- (68) 前掲『代議制統治論』、四六頁。
- (69) 慶應義塾編『福沢論吉全集』第六卷(岩波書店、一九七〇年)、五三一頁。
- (70) 慶應義塾編『福沢論吉全集』第二〇卷(岩波書店、一九七一年)、一六七頁。
- (71) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、二八九頁。
- (72) 前掲『代議制統治論』、二九〇―二九二頁。
- (73) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、二八八頁。
- (74) 『明六社会談論筆記』(慶應義塾編『福沢論吉全集』第二一卷、岩波書店、一九七二年)、二九六―二九九頁。
- (75) 慶應義塾福沢研究センター編『マイクロフィルム版 福沢関係文書』、「草稿」(F5)。
- (76) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、六六三―六六四頁。
- (77) 前掲『代議制統治論』、九四―九五頁。
- (78) 前掲『代議制統治論』、九六頁。

- (79) 前掲『代議制統治論』、三五三―三五四頁。
- (80) 前掲『代議制統治論』、三五七―三五八頁。
- (81) 前掲『代議制統治論』、三六二頁。
- (82) 前掲「社会契約から文明史へ」、一八九二頁。
- (83) 住田孝太郎「小幡篤次郎著作目録」(『近代日本研究』第二二卷、二〇〇五年三月)、一三三―一三四頁。
- (84) 福沢の引用した原稿は、そのまま活字化されて刊行されている。
- (85) 小幡篤次郎「トウ・クヱヰル氏の著書「デモクレーセ、イヌ、アメリカ」ヨリ訳出ス」(『家庭叢談』第三四号、一八七六年)、一一―一四頁。
- (86) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、一七―二二頁。
- (87) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、四九頁。
- (88) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、五一、六八頁。
- (89) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、八三頁。
- (90) 前掲『代議制統治論』、五一頁。
- (91) 前掲『代議制統治論』、五四頁。
- (92) 前掲『代議制統治論』、七八―七九頁。
- (93) 本文ですでに述べたように、ミルは、統治形態は選択可能なものであり、その基準は社会の利益を促進するかどうかにあるとしていたが、この社会の利益のうち最大のものが、人民の智徳であったとみるべきであろう。福沢もまた、「政府の体裁」は、「国の文明」に資するか否かで判断されるべきだと述べていたが、ここにおいて「文明」とは、「内に存する精神」にほかならず、したがって統治形態は精神、とりわけ智徳の向上に貢献するかどうかで判断されなければならないかった。
- (94) 前掲『代議制統治論』、四〇七頁。
- (95) 前掲『代議制統治論』、四一九頁。
- (96) 前掲『代議制統治論』、四二〇頁。

- (97) 前掲『代議制統治論』、四三二―四三五頁。こうしたミルの認識について『代議制統治論』解説は、「ミルの視野にはいらなかった異質性がある。それは異文化問題つまり植民地問題であって、この点でのミルの視野のせまさは、ここに訳した『代議制統治論』の最後の章にあらわれている」「未開に対する文明の優位(植民地支配)、無教養に対する教養の優位を、当然とした」と批判している(前掲『代議制統治論』解説、四四六、四五二頁)。
- (98) 前掲『福沢論吉全集』第四卷、一八三、二〇〇、二〇三、二〇七頁。
- (99) 前掲『代議制統治論』、一二〇頁。
- (100) 前掲『代議制統治論』、三三三頁。
- (101) 前掲『代議制統治論』、三三五―三三六頁。
- (102) 前掲『代議制統治論』、三二九―三三〇頁。